

議案第 1 3 1 号

京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について

京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例（平成16年京丹後市条例108号）の一部を次のように改正する。

第8条、第9条及び第10条を次のように改める。

(使用料)

第8条 利用者（別表に掲げる施設を利用する者に限る。）は、利用の許可を受けたときは、同表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 学校体育施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第12条中「利用者」の次に「又は入館者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

- 1 京丹後市立学校施設使用料

利用施設 (利用時間 8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0)	単位	使用料 (円)
屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校を除く。)	1 時間	1 9 0
屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校に限る。)	1 時間	9 0
教室等	1 時間	9 0
格技場等	1 時間	9 0
テニスコート	1 時間	無料
屋外運動場	1 時間	無料

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料 (円)
テニスコート照明設備	1 時間	1 1 0 (1 コートにつき)
屋外運動場照明設備	1 時間	3 4 0

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1 時間の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。ただし、この場合において、使用料が無料である区分の利用にあつては、テニスコートの 1 時間の使用料の額は 1 コートにつき 5 0 円とし、屋外運動場の 1 時間の使用料の

額は90円とする。

- 3 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市公民館条例の一部改正）

第2条 京丹後市公民館条例（平成16年京丹後市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を次のように改める。

（使用料の減免）

第12条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第13条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、館長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第18条関係）

- 1 京丹後市峰山地域公民館使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
大会議室	1 時間	8 9 0	9 8 0
講義室	1 時間	1 9 0	2 1 0
練習室			
第 1 会議室	1 時間	1 8 0	1 9 0
第 2 会議室			
和室（Ⅰ）			
和室（Ⅱ）			
視聴覚室			
展示室			
料理実習室	1 時間	3 5 0	3 5 0

2 京丹後市丹後地域公民館使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
大ホール	1 時間	1 , 0 2 0	1 , 0 7 0
和室	1 時間	2 3 0	3 5 0

101会議室	1時間	190	210
201会議室			
202会議室			
調理実習室	1時間	350	350

3 京丹後市弥栄地域公民館使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
大ホール	1時間	1,020	1,070
大会議室	1時間	230	350
2階和室	1時間	190	210
小会議室	1時間	180	190
1階和室			
調理実習室	1時間	350	350

4 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未

満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。) を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。

3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市いさなご工房条例の一部を改正する条例）

第 3 条 京丹後市いさなご工房条例（京丹後市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条及び第 11 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 10 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 11 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) いさなご工房の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第 1 6 条関係）

いさなご工房使用料

利用者区分	単位	使用料（円）	
		午前（ 9 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0 ）	午後（ 1 3 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
個人	1 人	2 7 0	2 7 0
団体（ 1 5 人以上）	1 人	2 4 0	2 4 0

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の 3 倍に相当する額とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市マスターズビレッジ条例の一部改正）

第 4 条 京丹後市マスターズビレッジ条例（平成 1 6 年京丹後市条例 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条及び第 1 1 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 0 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ビレッジの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

1 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
1 階展示・大研修室	1 時間	8 9 0	9 8 0
1 階研修室	1 時間	1 8 0	1 9 0
2 階会議室 1			
2 階会議室 2			

2 京都府大宮ふれあい工房実習室使用料

利用施設	利用者区分	単位	使用料（円）	
			午前 (9 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0)	午後 (1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)

1 階染色実習室	個人	1 人	2 7 0	2 7 0
	団体（1 5 人以上）	1 人	2 4 0	2 4 0
1 階陶芸実習室	個人	1 人	2 7 0	2 7 0
	団体（1 5 人以上）	1 人	2 4 0	2 4 0

3 京都府大宮ふれあい工房附属設備・設備備品の使用料

設備名	単位	使用料(円)
展示備品	一式	2, 7 3 0
冷暖房設備（実習室を除く。）	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額

備考

- 1 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等の利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等の昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第

108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

4 ふれあいスポーツ広場施設使用料

利用施設	単位	利用時間	使用料(円)
多目的広場(1コート)	1時間	8:30~22:00	90
照明設備(1コート)			250

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市社会体育施設条例の一部改正)

第5条 京丹後市社会体育施設条例(平成16年京丹後市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「その施設等の区分に応じ、」を削る。

第 1 0 条及び第 1 1 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 0 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 1 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 社会体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に理由があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第 1 6 条関係）

利用施設		利用時間の区分	使用料 (円／1 時間)	照明使用料 (円／1 時間)
区分	名称			
武道館（柔道室）	京丹後市網野体育センター	8：30～22：00	90	
武道館（剣道室）				
体育館	京丹後市大宮社会体育館	8：30～22：00	240	
	京丹後市網野体育センター			
	京丹後市丹後社会体育館			

	京丹後市弥栄総合運動公園			
	京丹後市五箇体育館	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	1 9 0	
	京丹後市丹波体育館			
	京丹後市郷体育館			
	京丹後市豊栄体育館			
	京丹後市川上体育館			
	京丹後市海部体育館			
	京丹後市佐濃体育館			
	京丹後市大宮第三体育館	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	9 0	
	京丹後市竹野体育館			
	京丹後市黒部体育館			
	京丹後市田村体育館			
	京丹後市湊体育館			
グラウンド	京丹後市網野グラウンド	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	無料	
	京丹後市川上グラウンド			
	京丹後市海部グラウンド			
	京丹後市田村グラウンド			

	京丹後市湊グラウンド			
	京丹後市久美浜中央運動公園（Aコート）	8：30～17：00	180	
	京丹後市久美浜中央運動公園（Bコート）			
	京丹後市豊栄山村広場	8：30～22：00	180	280
	京丹後市弥栄総合運動公園			
	京丹後市大宮自然運動公園（Aコート）			1, 190
	京丹後市大宮自然運動公園（Bコート）			280
	京丹後市五箇グラウンド	8：30～22：00	無料	340
	京丹後市丹波グラウンド			
	京丹後市竹野グラウンド			
	京丹後市豊栄グラウンド			
	京丹後市黒部グラウンド			
	京丹後市佐濃グラウンド			
テニスコート（1コート）	京丹後市大宮自然運動公園	8：30～22：00	90	140

トにつき)	京丹後市久美浜中央運動公園			
	京丹後市網野体育センター	8 : 30 ~ 22 : 00	50	70
	京丹後市紅葉ヶ丘運動場	8 : 30 ~ 22 : 00	無料	110
屋根付ゲートボール場 (1コートにつき)	京丹後市いさなごコート	8 : 30 ~ 22 : 00	90	250
	京丹後市弥栄総合運動公園			
	京丹後市久美浜中央運動公園			
	京丹後市網野グラウンド	8 : 30 ~ 22 : 00	70	

備考

- この表において、次の各号に掲げる利用の場合における使用料は、当該各号に定める額とする。
 - 京丹後市大宮社会体育館、京丹後市網野体育センター体育室、京丹後市丹後社会体育館及び京丹後市弥栄総合運動公園体育館の半面を利用する場合 当該施設の使用料の2分の1の額
 - この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、この場合において、使用料が無料である区分の利用にあつては、テニスコートの1時間の使用料の額は1コートにつき50円とし、屋外運動場の1時間の使用料の額は90円とする。
- 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第1

08号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市アグリセンター大宮条例の一部改正)

第6条 京丹後市アグリセンター大宮条例(平成16年京丹後市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) アグリセンター大宮の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

1 アグリセンター大宮使用料

利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間	夜間

		(8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	(1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
多目的ホール	1 時間	1 , 0 2 0	1 , 0 7 0
視聴覚教育室 A	1 時間	1 8 0	1 9 0
視聴覚教育室 B			
農業技術研修室			
地域活性化研修室（和室） A			
地域活性化研修室（和室） B			
調理加工実習室	1 時間	3 5 0	3 5 0

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
移動観覧席（多目的ホール）	一回	4 , 5 5 0
ステージ照明設備（多目的ホール）	一回	4 , 5 5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の 3 倍に相当する額とする。

- 4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市峰山林業総合センター条例の一部改正）

第7条 京丹後市峰山林業総合センター条例（平成16年京丹後市条例174号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 林業総合センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

- 1 会議室使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
小会議室	1 時間	1 9 0	2 1 0
中会議室			

2 林産物加工室使用料

利用者区分	単位	使用料（円）	
		午前 (9 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0)	午後 (1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)
個人	1 人	2 7 0	2 7 0
団体（15人以上）	1 人	2 4 0	2 4 0

3 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額

備考

- 1 会議室の利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く）

く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

4 会議室の昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の一部改正)

第8条 京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例(令和2年京丹後市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために使用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表中「4, 400」を「4, 000」に、「220」を「200」に、「110」を「100」に、「550」を「500」に、

「770」を「700」に、「1, 100」を「1, 000」に改め、同表に次の1号を加える。

7 使用料等の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正）

第9条 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例（平成16年京丹後市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のとおり改める。

（入館料の不還付）

第8条 市長は、既納の入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 文化館の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の利用を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第8条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務等）

第8条の2 利用者は、故意又は過失により文化館の施設、設備、備品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第8条の3 利用者は、故意又は過失により文化館の施設、設備、備品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条第3項中「及び第8条」を「から前条まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条、第11条関係)

琴引浜鳴き砂文化館入館料

利用時間	区分			入館料（円）
9：00～17：00	個人	大人	1人1回	270
		小・中学生		90
	団体（合計15人以上）	大人		180
		小・中学生		90

備考 入館料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市立資料館条例の一部改正）

第10条 京丹後市立資料館条例（平成16年京丹後市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を削り、第9条を次のとおり改め、同条を第7条とする。

（特別の設備の制限）

第7条 資料館の展示物を観覧しようとする者（以下「利用者」という。）は、資料館を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

第10条を削り、第11条を次のとおり改め、同条を第8条とする。

（入館料）

第8条 利用者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

第12条を第9条とし、次の1条を加える。

(入館料の不還付)

第10条 市長は、既納の入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 資料館の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の利用を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第13条を削り、第14条中「入館者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「(又は入館者)」を削り、同条を第12条とし、第16条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

利用施設	利用時間	区分			入館料(円)
郷土資料館	9:30～16:00	個人	大人	1人1回	180
			小・中学生		90
		団体(合計15人以上)	大人		110
			小・中学生		50
丹後古代の里資料館	9:30～16:00	個人	大人	1人1回	270
			小・中学生		140
		団体(合計15人以上)	大人		180
			小・中学生		90

備考 入館料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定による別表の13 京丹後市郷グラウンドの表を削る改正は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例、第2条の規定による改正後の京丹後市公民館条例、第3条の規定による改正後の京丹後市いさなご工房条例、第4条の規定による改正後の京丹後市マスターズビレッジ条例、第5条の規定による改正後の京丹後市体育施設条例、第6条の規定による改正後の京丹後市アグリセンター大宮条例、第7条の規定による改正後の京丹後市峰山林業総合センター条例及び第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例(平成16年京丹後市条例第108号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例 平成16年4月1日 条例第108号 第1条～第7条 (略) (使用料) <u>第8条 利用者(別表に掲げる施設を利用する者に限る。第10条において同じ。)</u>は、<u>同表に定める使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) <u>第9条 市長は、公用又は公益に利用するときその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) <u>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>天候その他利用者の責めに帰することができない理由により、学校体育施設等を利用することができなかつたとき。</u> (3) <u>利用者が、当該利用日の3日前までに利用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。</u> (4) <u>前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めたとき。</u> 第11条 (略) (損害賠償の義務)	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例 平成16年4月1日 条例第108号 第1条～第7条 (略) (使用料) <u>第8条 利用者(別表に掲げる施設を利用する者に限る。)</u>は、<u>利用の許可を受けたときは、同表に定める使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) <u>第9条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) <u>第10条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>学校体育施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> 第11条 (略) (損害賠償の義務)

現行	改正案																																																									
第12条 利用者_____は、故意又は過失により学校体育施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出るとともに、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第13条 (略) <u>別表(第8条関係)</u> <u>京丹後市立学校施設使用料</u> (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前(午前8時30分から正午)</th><th>午後(午後1時から午後5時)</th><th>夜間(午後6時から午後10時)</th></tr><tr><td>屋内運動場</td><td>800</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td>教室等</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr><tr><td>格技場等</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr><tr><td>テニスコート (夜間照明施設)</td><td>無料</td><td>無料</td><td>500</td></tr><tr><td>屋外運動場 (夜間照明施設)</td><td>無料</td><td>無料</td><td>1,500</td></tr></table> <u>備考 大宮南小学校及び吉野小学校の屋内運動場については、上記使用料の表に定める額の2分の1の額とする。</u>	施設名	使用料			午前(午前8時30分から正午)	午後(午後1時から午後5時)	夜間(午後6時から午後10時)	屋内運動場	800	800	800	教室等	400	400	400	格技場等	400	400	400	テニスコート (夜間照明施設)	無料	無料	500	屋外運動場 (夜間照明施設)	無料	無料	1,500	第12条 利用者又は入館者は、故意又は過失により学校体育施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出るとともに、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第13条 (略) <u>別表(第8条関係)</u> <u>1 京丹後市立学校施設使用料</u> <table><tr><th>利用施設 (利用時間 8：30～22：00)</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校を除く。)</td><td>1時間</td><td>190</td></tr><tr><td>屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校に限る。)</td><td>1時間</td><td>90</td></tr><tr><td>教室等</td><td>1時間</td><td>90</td></tr><tr><td>格技場等</td><td>1時間</td><td>90</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>1時間</td><td>無料</td></tr><tr><td>屋外運動場</td><td>1時間</td><td>無料</td></tr></table> <u>2 附属設備の使用料</u> <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>テニスコート照明設備</td><td>1時間</td><td>110(1コートにつき)</td></tr><tr><td>屋外運動場照明設備</td><td>1時間</td><td>340</td></tr></table> <u>備考</u> <u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当</u>	利用施設 (利用時間 8：30～22：00)	単位	使用料(円)	屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校を除く。)	1時間	190	屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校に限る。)	1時間	90	教室等	1時間	90	格技場等	1時間	90	テニスコート	1時間	無料	屋外運動場	1時間	無料	設備名	単位	使用料(円)	テニスコート照明設備	1時間	110(1コートにつき)	屋外運動場照明設備	1時間	340
施設名		使用料																																																								
	午前(午前8時30分から正午)	午後(午後1時から午後5時)	夜間(午後6時から午後10時)																																																							
屋内運動場	800	800	800																																																							
教室等	400	400	400																																																							
格技場等	400	400	400																																																							
テニスコート (夜間照明施設)	無料	無料	500																																																							
屋外運動場 (夜間照明施設)	無料	無料	1,500																																																							
利用施設 (利用時間 8：30～22：00)	単位	使用料(円)																																																								
屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校を除く。)	1時間	190																																																								
屋内運動場 (大宮南小学校及び吉野小学校に限る。)	1時間	90																																																								
教室等	1時間	90																																																								
格技場等	1時間	90																																																								
テニスコート	1時間	無料																																																								
屋外運動場	1時間	無料																																																								
設備名	単位	使用料(円)																																																								
テニスコート照明設備	1時間	110(1コートにつき)																																																								
屋外運動場照明設備	1時間	340																																																								

現行	改正案
	<u>該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)</u>を乗じて得た額とする。 <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)</u>の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、この場合において、使用料が無料である区分の利用にあつては、<u>テニスコートの1時間の使用料の額は1コートにつき50円とし、屋外運動場の1時間の使用料の額は90円とする。</u> <u>3 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u>とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市公民館条例(平成16年京丹後市条例第113号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案																																														
京丹後市公民館条例	京丹後市公民館条例																																														
平成16年4月1日 条例第113号	平成16年4月1日 条例第113号																																														
第1条～第12条（略） <u>（使用料の減免）</u>	第1条～第12条（略） <u>（使用料の減免）</u>																																														
<u>第12条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	<u>第12条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>																																														
<u>（使用料の不還付）</u>	<u>（使用料の不還付）</u>																																														
<u>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>	<u>第13条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>																																														
<u>（1） 公民館の管理上特に必要があるため、館長が利用の許可を取り消したとき。</u>	<u>（1） 公民館の管理上特に必要があるため、館長が利用の許可を取り消したとき。</u>																																														
<u>（2） 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。</u>	<u>（2） 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																																														
<u>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長において、特に理由があると認めたとき。</u>																																															
第14条～第19条（略） 別表（第11条、第18条関係）	第14条～第19条（略） 別表（第11条、第18条関係）																																														
<u>（1） 京丹後市峰山地域公民館使用料</u>	<u>1 京丹後市峰山地域公民館使用料</u>																																														
(単位：円)																																															
<table><tr><th>利用時間</th><th>9時～12時</th><th>13時～17時</th><th>18時～21時</th><th>9時～17時</th><th>13時～21時</th><th>9時～22時</th><th>冷暖房</th></tr><tr><th>室名</th><th>時</th><th>7時</th><th>2時</th><th>時</th><th>2時</th><th>時</th><th>料</th></tr><tr><td>大会議室</td><td>2,700</td><td>3,600</td><td>3,600</td><td>6,300</td><td>7,200</td><td>9,900</td><td>使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>の50%</td></tr></table>	利用時間	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～22時	冷暖房	室名	時	7時	2時	時	2時	時	料	大会議室	2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900	使用料								の50%	<table><tr><th rowspan="2">利用施設</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (9:00～18:00)</th><th>夜間 (18:00～22:00)</th></tr><tr><td>大会議室</td><td>1時間</td><td>890</td><td>980</td></tr><tr><td>講義室</td><td>1時間</td><td>190</td><td>210</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)	大会議室	1時間	890	980	講義室	1時間	190	210
利用時間	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～22時	冷暖房																																								
室名	時	7時	2時	時	2時	時	料																																								
大会議室	2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900	使用料																																								
							の50%																																								
利用施設	単位	使用料(円)																																													
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																																												
大会議室	1時間	890	980																																												
講義室	1時間	190	210																																												

現行								改正案			
第1会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	〃	練習室			
講義室								第1会議室			
練習室								第2会議室			
和室(Ⅰ)	400	600	600	1,000	1,200	1,600	〃	和室(Ⅰ)	1時間	180	190
和室(Ⅱ)								和室(Ⅱ)			
第2会議室								視聴覚室			
視聴覚室								展示室			
展示室								料理実習室	1時間	350	350
料理実習室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	〃				
(2) 京丹後市丹後地域公民館使用料								2 京丹後市丹後地域公民館使用料			
(単位：円)											
利用時間 室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	冷暖房 料	利用施設	単位	使用料(円)	
	時	7時	2時	時	2時	時				昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
大ホール	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	使用料 の50%	大ホール	1時間	1,020	1,070
								和室	1時間	230	350
会議室	400	600	600	1,000	1,200	1,600	〃	101会議室			
研修室								201会議室	1時間	190	210
和室								202会議室			
調理実習室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	〃	調理実習室	1時間	350	350
(3) 京丹後市弥栄地域公民館使用料								3 京丹後市弥栄地域公民館使用料			
(単位：円)											
利用時間 室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	冷暖房 料	利用施設	単位	使用料(円)	
	時	7時	2時	時	2時	時				昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
大ホール	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	使用料 の50%	大ホール	1時間	1,020	1,070
								大会議室	1時間	230	350
大会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	〃	2階和室	1時間	190	210
会議室	400	600	600	1,000	1,200	1,600	〃	小会議室	1時間	180	190
和室								1階和室			
調理実習室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	〃	調理実習室	1時間	350	350

現行	改正案						
	4 附属設備の使用料 <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td>1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr></table> 備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の京丹後市公民館条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額
設備名	単位	使用料(円)					
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額					

京丹後市いさなご工房条例(平成16年京丹後市条例第115号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案																								
京丹後市いさなご工房条例 平成16年4月1日 条例第115号	京丹後市いさなご工房条例 平成16年4月1日 条例第115号																								
第1条～第9条（略） <u>（使用料の減免）</u>	第1条～第9条（略） <u>（使用料の減免）</u>																								
<u>第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	<u>第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>																								
<u>（使用料の不還付）</u>	<u>（使用料の不還付）</u>																								
<u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) いさなご工房の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																								
第12条～第17条（略） <u>別表(第9条、第16条関係)</u> <u>いさなご工房使用料</u>	第12条～第17条（略） <u>別表(第9条、第16条関係)</u> <u>いさなご工房使用料</u>																								
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>陶芸体験等一般利用料</td><td>市長が別に定める実費相当額</td></tr><tr><td>施設利用料(粘土等は実費)</td><td>(半日)300円</td></tr><tr><td>その他のコース</td><td>市長が別に定める実費相当額</td></tr><tr><td>団体割引</td><td>15人以上、10%割引</td></tr></table>	区分	金額	陶芸体験等一般利用料	市長が別に定める実費相当額	施設利用料(粘土等は実費)	(半日)300円	その他のコース	市長が別に定める実費相当額	団体割引	15人以上、10%割引	<table><tr><th rowspan="2">利用者区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>午前(9:00～13:00)</th><th>午後(13:00～17:00)</th></tr><tr><td>個人</td><td>1人</td><td>270</td><td>270</td></tr><tr><td>団体(15人以上)</td><td>1人</td><td>240</td><td>240</td></tr></table>	利用者区分	単位	使用料(円)		午前(9:00～13:00)	午後(13:00～17:00)	個人	1人	270	270	団体(15人以上)	1人	240	240
区分	金額																								
陶芸体験等一般利用料	市長が別に定める実費相当額																								
施設利用料(粘土等は実費)	(半日)300円																								
その他のコース	市長が別に定める実費相当額																								
団体割引	15人以上、10%割引																								
利用者区分	単位	使用料(円)																							
		午前(9:00～13:00)	午後(13:00～17:00)																						
個人	1人	270	270																						
団体(15人以上)	1人	240	240																						
<u>備考 一般利用料は、1人1回の料金とする。</u>	<u>備考</u> 1 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。 2 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使																								

現行	改正案
	<u>用料の3倍に相当する額とする。</u> <u>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てるものとする。)</u>とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市いさなご工房条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市マスターズビレッジ条例(平成16年京丹後市条例第116号)新旧対照表【第4条関係】

現行

京丹後市マスターズビレッジ条例

平成16年4月1日
条例第116号

第1条～第9条（略）
(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第12条～第14条（略）
別表(第9条関係)

1 京都府大宮ふれあい工房施設使用料

(単位：円)

室名	面積 m ²	使用料区分	午前 8：30～正午	午後 13：00～ 17：00	夜間 18：00～ 22：00
1階 展示・大 研修室	200	室料	4,000	4,000	5,000
		冷暖房料	2,000	2,000	2,000
		床暖房料 (冬期のみ)			
1階 研修室	45	室料	1,500	1,500	1,800
		冷暖房料	500	500	500
1階 染色実習	87	室料	500	500	

改正案

京丹後市マスターズビレッジ条例

平成16年4月1日
条例第116号

第1条～第9条（略）
(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1) ビレッジの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第12条～第14条（略）
別表(第9条関係)

1 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等使用料

利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
1階展示・大 研修室	1時間	890	980
1階研修室	1時間	180	190
2階会議室1			

現行					
室		(布等持込)			
1階 陶芸実習室	127	室料 (粘土等実費)	300	300	
2階 会議室1	36	室料	1,000	1,000	1,200
		冷暖房料	500	500	500
2階 会議室2	48	室料	1,200	1,200	1,500
		冷暖房料	500	500	500

2 設備備品使用料 (単位：円)

物品名	単位	金額
展示備品	1式	3,000

改正案				
2階会議室2				
2 京都府大宮ふれあい工房実習室使用料				
利用施設	利用者区分	単位	使用料(円)	
			午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～17:00)
1階染色実習室	個人	1人	270	270
	団体 (15人以上)	1人	240	240
1階陶芸実習室	個人	1人	270	270
	団体 (15人以上)	1人	240	240

3 京都府大宮ふれあい工房附属設備・設備備品の使用料

設備名	単位	使用料(円)
展示備品	一式	2,730
冷暖房設備 (実習室を除く。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額

備考

1 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等の利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額

3 この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

4 京都府大宮ふれあい工房展示・大研修室等の昼間若しくは夜間の区

現行			改正案				
			<u>分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。</u>				
3 工房体験実習、教室等利用料			5 <u>使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> とする。				
区分	摘要	金額					
染色体験等一般利用料	体験コース	初心者、中級者コース等により別途定める。					
	染色教室	教室の内容により実費					
陶芸体験等一般利用料	体験コース	成形コース等により別途定める。					
	陶芸教室	教室の内容により実費					
備考							
一般利用料は、1人1回の料金とする。団体は、15人以上とし、団体割引(1割引)を適用する。							
4 ふれあいスポーツ広場施設使用料			4 <u>ふれあいスポーツ広場施設使用料</u>				
(単位：円)							
利用区分	午前 8：30～正午	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	利用施設	単位	利用時間	使用料(円)
1面	400	400	1,500	多目的広場(1コート)	1 時間	8:30～22:00	90
				照明設備(1コート)			250
備考			備考				
1 日中に照明を利用する場合は、夜間の区分の使用料とする。			1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の				

現行	改正案
<u>2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。</u>	<u>額は、1時間の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市マスターズビレッジ条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市社会体育施設条例(平成16年京丹後市条例第120号)新旧対照表【第5条関係】

現行

京丹後市社会体育施設条例

平成16年4月1日
条例第120号

第1条～第8条（略）
（使用料）

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、その施設等の区分に応じ、別表に定める使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益に利用するときその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（1） 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
（2） 天候その他利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができないとき。
（3） 利用者が、当該利用日の3日前までに利用許可の取消又は変更を申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。
（4） 前3号に掲げる場合のほか、市長において、特別の事由があると認めたとき。

第12条～第17条（略）
別表(第9条、第16条関係)

1 京丹後市紅葉ヶ丘運動場

区分	午前 午前 8 時 30 分～正午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時

改正案

京丹後市社会体育施設条例

平成16年4月1日
条例第120号

第1条～第8条（略）
（使用料）

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 11 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（1） 社会体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
（2） 前号に規定するもののほか、市長が特に理由があると認めるとき。

第12条～第17条（略）
別表(第9条、第16条関係)

利用施設		利用時間の区分	使用料 (円/1時間)	照明使用料 (円/1時間)
区分	名称			
武道館（柔道）	京丹後市網野体育館	8:30～22:00	90	

テニスコート	無料	無料	1コートにつき 500円
--------	----	----	-----------------

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の利用は、京丹後市網野体育センターテニスコートの使用料を基準とする。

2 京丹後市五箇体育館

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
体育館	800円	800円	800円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

3 京丹後市五箇グラウンド

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
グラウンド	無料	無料	1,500円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。

4 京丹後市いさなごコート

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
屋内ゲートボール場	1コートにつき 400円	1コートにつき 400円	1コートにつき 1,500円

備考

1 日中に照明を利用する場合は、夜間の区分の使用料とする。

2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当す

道室)	センター			
武道館(剣道室)				
体育館	京丹後市大宮社会体育館 京丹後市網野体育センター 京丹後市丹後社会体育館 京丹後市弥栄総合運動公園 京丹後市五箇体育館 京丹後市丹波体育館 京丹後市郷体育館 京丹後市豊栄体育館 京丹後市川上体育館 京丹後市海部体育館 京丹後市佐濃体育館 京丹後市大宮第三体育館 京丹後市竹野体育館	8:30～22:00 8:30～22:00 8:30～22:00	240 190 90	

る額とする。

5 京丹後市丹波体育館

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	800 円	800 円	800 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

6 京丹後市丹波グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	1,500 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

7 京丹後市大宮自然運動公園

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	1,500 円	1,500 円	野球コート 6,000 円
			ソフトボールコート 2,000 円
テニスコート	1 コートにつき 400 円	1 コートにつき 400 円	1 コートにつき 1,000 円

備考

- 1 グラウンド(夜間除く。)を半面利用する場合は、上記使用料の表に定

	京丹後市黒部体育館			
	京丹後市田村体育館			
	京丹後市湊体育館			
グラウンド	京丹後市網野グラウンド	8:30～17:00	無料	
	京丹後市川上グラウンド			
	京丹後市海部グラウンド			
	京丹後市田村グラウンド			
	京丹後市湊グラウンド			
	京丹後市久美浜中央運動公園(Aコート)	8:30～17:00	180	
	京丹後市久美浜中央運動公園(Bコート)			
	京丹後市豊栄山村広場	8:30～22:00	180	280
	京丹後市弥栄総合運動公園			
	京丹後市大宮自然運動公園(Aコート)			1,190
	京丹後市大宮自然			280

める金額の2分の1の額とする。

- 2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

8 京丹後市大宮社会体育館

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
体育館	1,000 円	1,000 円	1,000 円

備考

- 1 体育館の半面を利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

9 京丹後市大宮第三体育館

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
体育館	400 円	400 円	400 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

10 京丹後市網野グラウンド

- (1) グラウンド 無料

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。

- (2) 屋内ゲートボール場

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
屋内ゲートボール場	300 円	300 円	300 円

	運動公園(Bコート)			
	京丹後市五箇グラウンド	8:30～22:00	無料	340
	京丹後市丹波グラウンド			
	京丹後市竹野グラウンド			
	京丹後市豊栄グラウンド			
	京丹後市黒部グラウンド			
	京丹後市佐濃グラウンド			
テニスコート(1コートにつき)	京丹後市大宮自然運動公園	8:30～22:00	90	140
	京丹後市久美浜中央運動公園			
	京丹後市網野体育センター	8:30～22:00	50	70
	京丹後市紅葉ヶ丘運動場	8:30～22:00	無料	110
屋根付ゲートボール場(1コートにつき)	京丹後市いさなごコート	8:30～22:00	90	250
	京丹後市弥栄総合運動公園			
	京丹後市久美浜中央運動公園			
	京丹後市網野グラ	8:30～22:00	70	

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

11 京丹後市網野体育センター

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
体育室	1,000 円	1,000 円	1,000 円
武道館	400 円	400 円	400 円
	400 円	400 円	400 円
テニスコ ート	1コートにつき 200 円	1コートにつき 200 円	1コートにつき 500 円

備考

- 1 体育室の半面を利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

12 京丹後市郷体育館

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
体育館	800 円	800 円	800 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

13 京丹後市郷グラウンド

区分	午前 午前8時30分～正 午	午後 午後1時～午後5 時	夜間 午後6時～午後10 時
----	----------------------	---------------------	----------------------

	ウインド			
--	------	--	--	--

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる利用の場合における使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 京丹後市大宮社会体育館、京丹後市網野体育センター体育室、京丹後市丹後社会体育館及び京丹後市弥栄総合運動公園体育館の半面を利用する場合 当該施設の使用料の2分の1の額
 - (2) この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、この場合において、使用料が無料である区分の利用にあつては、テニスコートの1時間の使用料の額は1コートにつき50円とし、屋外運動場の1時間の使用料の額は90円とする。
- 3 利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

	<u>午</u>	<u>時</u>	<u>時</u>
<u>グラウン</u> <u>ド</u>	<u>無料</u>	<u>無料</u>	<u>二</u>

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

14 京丹後市丹後社会体育館

<u>区分</u>	<u>午前</u> <u>午前 8 時 30 分～正</u> <u>午</u>	<u>午後</u> <u>午後 1 時～午後 5</u> <u>時</u>	<u>夜間</u> <u>午後 6 時～午後 10</u> <u>時</u>
<u>体育館</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,000 円</u>

備考

- 1 体育館の半面を利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 分の 1 の額とする。
- 2 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

15 京丹後市豊栄山村広場

<u>区分</u>	<u>午前</u> <u>午前 8 時 30 分～正</u> <u>午</u>	<u>午後</u> <u>午後 1 時～午後 5</u> <u>時</u>	<u>夜間</u> <u>午後 6 時～午後 10</u> <u>時</u>
<u>グラウン</u> <u>ド</u>	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>	<u>2,000 円</u>

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

16 京丹後市竹野体育館

<u>区分</u>	<u>午前</u> <u>午前 8 時 30 分～正</u> <u>午</u>	<u>午後</u> <u>午後 1 時～午後 5</u> <u>時</u>	<u>夜間</u> <u>午後 6 時～午後 10</u> <u>時</u>
<u>体育館</u>	<u>400 円</u>	<u>400 円</u>	<u>400 円</u>

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

17 京丹後市竹野グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	1,500 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

18 京丹後市豊栄体育館

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	800 円	800 円	800 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

19 京丹後市豊栄グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	1,500 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

20 京丹後市弥栄総合運動公園

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	1,000 円	1,000 円	1,000 円
グラウンド	800 円	800 円	2,000 円

屋根付ゲートボール場	1コートにつき 400 円	1コートにつき 400 円	1コートにつき 1,500 円
------------	------------------	------------------	--------------------

備考

- 1 体育館の半面を利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 屋根付ゲートボール場で日中に照明を利用する場合は、夜間の区分の使用料とする。
- 3 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

21 京丹後市黒部体育館

区分	午前 午前8時30分～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時
体育館	400 円	400 円	400 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

22 京丹後市黒部グラウンド

区分	午前 午前8時30分～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時
グラウンド	無料	無料	1,500 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。

23 京丹後市久美浜中央運動公園

区分	午前 午前8時30分～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時
グラウンド	1,500 円	1,500 円	—
テニスコート	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき

ト	<u>400 円</u>	<u>400 円</u>	<u>1,000 円</u>
屋根付ゲートボール場	<u>1コートにつき</u> <u>400 円</u>	<u>1コートにつき</u> <u>400 円</u>	<u>1コートにつき</u> <u>1,500 円</u>

備考

- 1 グラウンドの半面を利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 屋根付ゲートボール場で日中に照明を利用する場合は、夜間の区分の使用料とする。
- 3 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

24 京丹後市川上体育館

区分	<u>午前</u> <u>午前8時30分～正午</u>	<u>午後</u> <u>午後1時～午後5時</u>	<u>夜間</u> <u>午後6時～午後10時</u>
体育館	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

25 京丹後市川上グラウンド

区分	<u>午前</u> <u>午前8時30分～正午</u>	<u>午後</u> <u>午後1時～午後5時</u>	<u>夜間</u> <u>午後6時～午後10時</u>
グラウンド	<u>無料</u>	<u>無料</u>	<u>—</u>

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。

26 京丹後市海部体育館

区分	<u>午前</u> <u>午前8時30分～正午</u>	<u>午後</u> <u>午後1時～午後5時</u>	<u>夜間</u> <u>午後6時～午後10時</u>
体育館	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

27 京丹後市海部グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	—

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

28 京丹後市佐濃体育館

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	800 円	800 円	800 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

29 京丹後市佐濃グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	1,500 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

30 京丹後市田村体育館

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	400 円	400 円	400 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

31 京丹後市田村グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	—

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

32 京丹後市湊体育館

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
体育館	400 円	400 円	400 円

備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

33 京丹後市湊グラウンド

区分	午前 午前 8 時 30 分～正 午	午後 午後 1 時～午後 5 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
グラウンド	無料	無料	—

備考 市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表のうち13 京丹後市郷グラウンドの表を削る改正は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京丹後市体育施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市アグリセンター大宮条例(平成16年京丹後市条例第167号)新旧対照表【第6条関係】

現行

京丹後市アグリセンター大宮条例

平成16年4月1日
条例第167号

第1条～第9条（略）
(使用料の減免)
第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)
第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1) アグリセンター大宮の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消し、又は変更したとき。
(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、アグリセンター大宮の施設等を利用することができないとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に理由があると認めたとき。
第12条～第14条（略）
別表(第9条関係)
アグリセンター大宮使用料

施設名	面積 (㎡)	定員 (人)	使用料	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	午前～夜間
			区分	8時30分～12時30分	13時～17時	17時30分～22時	8時30分～17時	13時～22時	8時30分～22時
視聴覚教育室	41	30		室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500

改正案

京丹後市アグリセンター大宮条例

平成16年4月1日
条例第167号

第1条～第9条（略）
(使用料の減免)
第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)
第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1) アグリセンター大宮の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
第12条～第14条（略）
別表(第9条関係)
1 アグリセンター大宮使用料

利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
多目的ホール	1時間	1,020	1,070
視聴覚教育室A	1時間	180	190
視聴覚教育室B			
農業技術研修室			
地域活性化研修室(和			

A			料						
視聴覚	42	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
教育室			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500
B			料						
農業技	41	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
術研修			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500
室			料						
地域活	41	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
性化研			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500
修室			料						
(和									
室)A									
地域活	42	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
性化研			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500
修室			料						
(和									
室)B									
調理加	78	24	室料	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
工実習			冷暖房	500	500	500	1,000	1,000	1,500
室			料						
多目的	ホール	300	室料	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000	10,000
ホール	256		冷暖房	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
	ステージ		料						
	89								

- 1 多目的ホールの照明設備及び移動観覧席使用料は、それぞれ5,000円とし、上記の料金に加算する。
- 2 視聴覚教育室の視聴覚設備の使用料は、500円とし、上記の料金に加算する。
- 3 視聴覚教育室及び農業技術研修室又は地域活性化研修室(和室)の仕切り壁を開放して1部屋として利用する場合は、それぞれの部屋の使用料合計額を使用料とする。
- 4 営利を目的とせず、入場料等を徴収する場合の使用料は、上記料

室)A			
地域活性化研修室(和			
室)B			
調理加工実習室	1時間	350	350

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額
移動観覧席(多目的のホール)	一回	4,550
ステージ照明設備(多目的ホール)	一回	4,550

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

金表の1.5倍とする。

5 市民が披露宴、パーティ等で利用する場合は、40,000円とする。

3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市アグリセンター大宮条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市峰山林業総合センター条例(平成16年京丹後市条例第174号)新旧対照表【第7条関係】

現行

京丹後市峰山林業総合センター条例

平成16年4月1日
条例第174号

第1条～第9条 (略)

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 林業総合センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、林業総合センターの施設等を利用することができないとき。

第12条～第17条 (略)

別表(第9条、第16条関係)

峰山林業総合センター使用料

利用区分	面積 収容 人員	午前 (9:00～12:30)	午後 (12:30～17:00)	夜間 (17:00～22:00)
施設				
小会議室	52㎡ 40人	600円	800円	1,000円
中会議室	70㎡ 50人	800円	1,100円	1,400円
大会議室	122㎡ 100人	1,200円	1,600円	2,000円

改正案

京丹後市峰山林業総合センター条例

平成16年4月1日
条例第174号

第1条～第9条 (略)

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 林業総合センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第12条～第17条 (略)

別表(第9条、第16条関係)

1 会議室使用料

利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
小会議室	1時間	190	210
中会議室			

2 林産物加工室使用料

利用者区分	単位	使用料(円)	
		午前	午後

現行			改正案			
機械及び工具		1人につき：100円			(9:00～13:00)	(13:00～17:00)
冷暖房料		市長が別に定める実費相当額				

個人	1人	270	270
団体(15人以上)	1人	240	240

3 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)	
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	

備考

1 会議室の利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

4 会議室の昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

現行	改正案
	(経過措置) <u>2 この条例による改正後の京丹後市峰山林業総合センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例(令和2年京丹後市条例第53号)新旧対照表【第8条関係】

現行				改正案			
京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例				京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例			
令和2年12月18日 条例第53号				令和2年12月18日 条例第53号			
第1条～第9条 (略) (使用料等の減免)				第1条～第9条 (略) (使用料等の減免)			
第10条 市長は、公用又は公益に使用するときその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。				第10条 市長は、公用又は公益のために使用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。			
(使用料等の不還付)				(使用料等の不還付)			
第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。				第11条 市長は、既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。				(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。			
(2) 天候その他使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができないとき				(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。			
(3) 使用者が、第4条第1項に規定する申請期限までに使用許可の取消又は変更を申請し、教育委員会がこれを認めたとき。							
(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長において、特別の事由があると認めたとき。							
第12条～第17条 (略) 別表(第9条、第16条関係) 使用料等				第12条～第17条 (略) 別表(第9条、第16条関係) 使用料等			
区分		単位		区分		単位	
施設使用料	施設等を占有する場合	4時間以内	4,400	施設使用料	施設等を占有する場合	4時間以内	4,000
	施設等を占有し	4時間以内 大人	220		施設等を占有し	4時間以内 大人	200

現行					改正案				
	ない場合	／人	小人(高校生以下)	110		ない場合	／人	小人(高校生以下)	100
艇保管料	艇長5m未満	1艇につき1箇月		550	艇保管料	艇長5m未満	1艇につき1箇月		500
	艇長5m以上10m未満	1艇につき1箇月		770		艇長5m以上10m未満	1艇につき1箇月		700
	艇長10m以上	1艇につき1箇月		1,100		艇長10m以上	1艇につき1箇月		1,000
附属設備の使用料			教育委員会規則で定める額		附属設備の使用料			教育委員会規則で定める額	
備考 1～6 (略)					備考 1～6 (略) 7 <u>使用料等の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> とする。				
					<u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例による改正後の京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、その他の使用については、なお従前の例による。</u>				

京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例(平成 16 年京丹後市条例第 122 号)新旧対照表【第 9 条関係】

現行	改正案
京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 122 号 第 1 条～第 7 条 (略) <u>(入館料の不還付)</u> <u>第 8 条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 文化館の管理上特に必要があるため、市長が入館の利用を取り消したとき。</u> <u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、文化館の施設等を利用することができないとき。</u> (指定管理者による管理) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第 3 条から第 5 条	京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 122 号 第 1 条～第 7 条 (略) <u>(入館料の不還付)</u> <u>第 8 条 市長は、既納の入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 文化館の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の利用を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> <u>(原状回復の義務等)</u> <u>第 8 条の 2 利用者は、故意又は過失により文化館の施設、設備、備品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>(損害賠償の義務)</u> <u>第 8 条の 3 利用者は、故意又は過失により文化館の施設、設備、備品又は資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (指定管理者による管理) 第 9 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第 3 条から第 5 条

現行				改正案			
まで、第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 第 10 条～第 12 条（略） 別表(第 6 条、第 11 条関係) <u>琴引浜鳴き砂文化館入館料(1 人 1 回)</u>				まで、第 7 条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 第 10 条～第 12 条（略） 別表(第 6 条、第 11 条関係) <u>琴引浜鳴き砂文化館入館料</u>			
<u>個人</u>		<u>団体</u> (合計 15 人以上)		<u>利用時間</u>	<u>区分</u>		<u>入館料(円)</u>
<u>大人</u>	<u>小・中学生</u>	<u>大人</u>	<u>小・中学生</u>	9:00～17:00	<u>個人</u>	<u>大人</u>	270
						<u>小・中学生</u>	90
<u>300 円</u>	<u>100 円</u>	<u>200 円</u>	<u>100 円</u>		<u>団体(合計15人以上)</u>	<u>大人</u>	180
						<u>小・中学生</u>	90
				<u>備考</u> 入館料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>			

京丹後市立資料館条例(平成16年京丹後市条例第123号)新旧対照表【第10条関係】

現行	改正案
京丹後市立資料館条例 平成16年4月1日 条例第123号 第1条～第3条 (略) (管理及び運営) 第4条 <u>市長</u>は、資料館を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運用するよう努めなければならない。 第5条 (略) <u>(利用の許可)</u> 第6条 <u>資料館の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、資料館の管理上必要な条件を付することができる。</u> 第7条 (略) <u>(利用権の譲渡等の禁止)</u> 第8条 <u>第6条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u> (特別の設備の制限) 第9条 <u>利用者は、資料館を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> <u>(利用許可の取消し等)</u> 第10条 <u>教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は資料館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができ</u>	京丹後市立資料館条例 平成16年4月1日 条例第123号 第1条～第3条 (略) (管理及び運営) 第4条 <u>京丹後市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、資料館を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運用するよう努めなければならない。 第5条 (略) 第6条 (略) (特別の設備の制限) 第7条 <u>資料館の展示物を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)</u>は、資料館を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、<u>あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u>

現行	改正案
る。 <u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</u> <u>(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</u> <u>(3) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。</u> <u>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。</u> (入館料) <u>第11条 資料館に入館しようとする者は、別表に定めるところにより入館料を納付しなければならない。</u> <u>第12条 (略)</u> (入館料の還付) <u>第13条 既に納入した入館料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (原状回復の義務等) <u>第14条 入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (損害賠償の義務) <u>第15条 利用者(又は入館者)は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>第16条 (略)</u>	(入館料) <u>第8条 利用者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。</u> <u>第9条 (略)</u> (入館料の不還付) <u>第10条 市長は、既納の入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 資料館の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の利用を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> (原状回復の義務等) <u>第11条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (損害賠償の義務) <u>第12条 利用者_____は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>第13条 (略)</u>

現行					改正案					
別表(第11条関係)					別表(第11条関係)					
1 郷土資料館入館料(1人1回)					利用施設	利用時間	区分			入館料(円)
個人		団体 (合計15人以上)		個人			大人	1人1回	180	
大人	小・中学生	大人	小・中学生				小・中学生		90	
200円	100円	120円	60円	団体(合計15人以上)			大人		110	
							小・中学生		50	
2 丹後古代の里資料館入館料(1人1回)					丹後古代の里資料館	9：30～ 16：00	個人	大人	1人1回	270
大人	小・中学生	大人	小・中学生	体験実習料				小・中学生		140
300円	150円	200円	100円	は、実費			団体(合計15人以上)	大人		180
								小・中学生		90
備考 入館料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)										
附 則										
この条例は、令和5年4月1日から施行する。										